

1. 議事日程（第9日目）

- 日程第 1 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について】
- 日程第 2 議案第54号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第55号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 4 議案第56号 令和3年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第57号 令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第58号 令和3年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第59号 令和3年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第60号 令和3年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第61号 令和3年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第62号 令和3年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第63号 令和3年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第64号 上天草市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第13 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第66号 訴えの提起について
- 日程第15 議案第67号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 認定第 1号 令和2年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 2号 令和2年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第 3号 令和2年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第 4号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 請願・陳情等の取り扱いについて

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 桑原 千知		
1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠	5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫	8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子
10 番 西本 輝幸	11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司
13 番 新宅 靖司	14 番 津留 和子	15 番 田中 万里

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	山本 一洋
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	教 育 部 長	山下 正
上天草総合病院事務部長	須崎 朝幸	水 道 局 長	桑原 成明

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
参 事	四丸 雄介	主 事	松原ちひろ

---

開議 午前10時00分

○議長(桑原 千知君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本会議の開催に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(何川 雅彦君) おはようございます。

本会議の開催に先立ち、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案第67号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）及び議案第68号、工事請負契約の締結についての2件です。

追加議案につきましては、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、本日審議、表決することに決定いたしました。皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申合せのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意をお願いします。

---

日程第 1 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について】

○議長（桑原 千知君） 日程第1、承認第5号、専決処分の報告及びその承認を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。これから、承認第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定をしました。

---

日程第 2 議案第54号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第2、議案第54号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 3 議案第 5 5 号 令和 3 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 3、議案第 5 5 号、令和 3 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

11 番、高橋健君。

○11 番（高橋 健君） テレワーク用端末購入費 1,727 万 9,000 円についてです。コロナ禍により、テレワークの重要性が高まっておりますが、当然、テレワーク自体を普及していかなければならないのは理解しています。しかしながら、テレワークを実施する上で問題点もあると思います。例えば、その効率化だったり、家で仕事をされているので、それに対する監督下だったりですね。そこら辺、一般企業の中でも多くは取り組んでおられますが、そこについての中身については、やっぱりこの会社も、どこの市町村も試行錯誤されながらやってると思うんですけども、そういうテレワークを実施する中で、市の中での規定とか、そういう決まり事は作ってあるのかという確認になります。よろしくお祈いします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお祈いいたします。

職員の在宅勤務をはじめとしたテレワークにつきましては、今年度新たなテレワーク用のタブレット端末の導入により、通常の職場と同様の ICT 環境の整備をするとともに、上天草市テレワーク実施要領を定め、職員に周知した上で実施しております。

テレワーク実施要領においては、職員のテレワーク実施に係る労務管理のルールの整備や、情報セキュリティの確保などの課題を整理した上で、テレワークにおける勤務条件、業務内容、サービス及びテレワーク機器の取扱いなどを規定しております。今後、組織として業務体制を確保しながら、職員一人一人が多様な働き方の実現を目指すとともに、新型コロナウイルス等の感染予防対策に加え、災害時における行政機能維持のための有効な勤務形態の手段として、職員のテレワークを推進してまいります。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 11 番、高橋健君。

○11 番（高橋 健君） 規定自体は、実際今のところ設けてあるのかという答弁。今の答弁ではちょっとわからなかったんですけど。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 規定は実施要領ということで、そこで規定しております。

○議長（桑原 千知君） 11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） これに関しては、まだ2年、コロナが始まって、テレワークが重要視されてるのが最近なんで、規定がどうのこうのというのは、なかなか難しいと思うんですけども、やはり課題もたくさんあります。仕事の能率化だったり、人と接することが少なくなるので、特に、市の仕事において人と寄り添う、市民に寄り添うということが、特に、若年性のところで、若い人にそこら辺の指導がうまくいくのかなというのも、ちょっと懸念されますので、そこら辺も含めた上で、総務常任委員会の中でも、定期的にそういう規定を作ったときには、作ったからこういうのは出来ましたというのを発表していただければと思います。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 答弁はいいですか。

○11番（高橋 健君） 大丈夫です。

○議長（桑原 千知君） 次に、1番、北垣洋君。

○1番（北垣 洋君） 議長のお許しが出たので、質問させていただきます。

私も、議案第55号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第6号）のタブレット用端末購入費1,623万6,000円についてお聞きします。質問の内容上、先にこちらのほうについて質問させていただきます。

端末購入費の備品のうちに、ほかの備品に比べ、のぞき見防止フィルターとUSBハブそれぞれが高価格帯の商品で予算を計上されています。各部署、職員や役職によって業務内容が違うと思いますが、全ての職員に高性能のUSBハブは必要なのか。また、テレワークにおけるのぞき見防止フィルターの必要性についてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

昨年度に購入しました。テレワーク用タブレット端末や、今年度に購入を予定している端末には、画面出力用のHDMI端子や有線LANポート等が附属されていませんので、その不足する機能を補うためのUSBハブが必要となったものでございます。

議員御指摘のとおり、各部署、各職員によって、業務内容は様々ですが、資料や書類の作成などにおいては、基本的作業は全職員に共通しているものでありまして、作業効率を高める上においても、全ての職員にUSBハブを貸与する必要がございます。

のぞき見防止用フィルターにつきましては、総務省から、新型コロナウイルスへの対応等を踏まえたLGWAN接続系のテレワークセキュリティ要件の一つとして、画面をのぞき見されることによって生じる情報漏えい、この対策をきちんとするように求められているため必要なものでございます。また、本市のセキュリティポリシーにおいても、端末等の情報が容易に閲覧されないよう、適切な措置を講じることとしております。いかなる場面でも、のぞき見されないような措置が必要でございまして、のぞき見防止フィルターを実装すること、これは、非常に重要かつ必要なものと考えております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 北垣洋君。

○1番（北垣 洋君） 不足分を補う措置として、USBハブが高価格帯になったとおっしゃいましたが、大体通常販売されているより、2、3倍、これ結構高いものになるんですね。で、あと、もう事前のヒアリングで約20%の職員の方が自宅にネット環境がないということですが、そういう方には、モバイルルーターを負担するというので対処されると聞きました。このように、ネット環境がない方、会議が多い方、入力作業が多い方と十人十色で、必要な備品が違うと思います。単に高性能な同じものを全ての職員に購入するのではなく、もっと精査して備品の購入を検討したほうがいいのではないかと思います。

のぞき見防止フィルターについても、情報漏えいの原因で圧倒的に多いのが、メールの誤送信によるものだとお聞きしました。ほかにも、不正アクセス、紛失、置き忘れといった人為的なミスがほとんどです。のぞき見防止といっても、あくまで視野角度が60度ということで、その範囲に来たら見えるんです。それに、本当に情報を盗もうとする人は、のぞき見といったアナログな手段はとらないと思います。情報漏えいを理由とするなら、こういった高額なフィルターは必要ないのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。次に、タブレット用ケース購入費についてお聞きします。

持ち運びの破損リスクを軽減するため、タブレットケースを購入とありますが、最初は、こういったタブレットを想像していて、一体型のケースを想像していたんですが、実物を実際拝見したら、私たちが小学生の頃使っていた絵の具道具や習字道具入れのバックのようなものだったんですね。端末購入から1年後の購入ということで、例えば、破損が多発し、職員から要望があったからこういったものを買われるのでしょうか。また、テレワーク用の備品として、こういったものまで市が購入するとなると、負担する備品の範囲がものすごく広くなると思うんです。テレワークに要する備品の購入に関する線引きというのはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） テレワーク用のタブレット端末につきましては、自宅等での在宅勤務のほか、ペーパーレス会議でありますとか、別の庁舎での会議など、自分の座席以外の場所へ持参して使用することを想定しているものでございます。そのため、移動時の落下による破損等を防止する目的で、衝撃を吸収するタブレット端末用ケースを購入するものでございまして、テレワークを推進する上では必要不可欠なものと認識をしております。現時点では、昨年度に購入したタブレット端末に関する破損などの事例は発生しておりませんが、職員からは、移動時の破損リスクを心配する声が寄せられているということもございます。タブレット端末を職員が破損した場合の費用負担の取扱いにつきましては、テレワーク用タブレット端末（インターネット接続系端末等）運用指針を定めておりまして、その中で、職員等が、テレワーク用端末、その他付属品、または、モバイルWi-Fiルーターを紛失、または、破損した場合には、修理等に要する費用を原則実費弁償するものとするというふうになっております。

テレワークの実施にあたりましては、本市のテレワーク実施要領、あるいは、情報セキュリティポリシー、そして、先ほど触れました端末等の運用指針など、職員が守るべきルールを定めております。これらのルールに基づき、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、労働生産性の向上や、育児や介護との両立支援など、様々な働き方の構築に向けて国の取組と歩調を合わせ、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 北垣洋君。

○1番（北垣 洋君） 破損の要望がなかったと聞きましたが、この1年後に購入するというのが、ちょっと納得出来ない部分がありました。タブレットケースについては、テレワークの仕事上、必ずしも必要なものでないですよ。で、こちらの予算概要説明書の要求理由、必要性を見ても、これには、タブレット端末を市役所から自宅への持ち運びが安心して行えるようにと、緊急性も感じません。コロナ禍で地域経済が大きなダメージを受けている中、市が負担する備品としては、少し過剰かと思います。

テレワーク用の備品の支給方法として、一般企業では、一定金額を支給して、自分の業務内容に合った備品を各自で購入するという方法もあるみたいですよ。市としては、こういった方法は難しいと思いますが、最後に、今年度からデジタル戦略課が発足したばかりで、まだまだ手探りの状態と思いますが、より専門的な知識が必要となる分野なので、備品購入についてもそうですが、今後の方向性を含め、アドバイザーを置いたほうがいいのではないかと思います。ぜひ、総務委員会で審議をよろしくお願いいたします。

以上です。答弁結構です。

○議長（桑原 千知君） 答弁いいですか。以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。

通告がっておりますので、発言を許します。

11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） 17ページ、負担金補助金及び交付金について、コロナ禍からの復活イベント等実施補助金2,000万円についてです。本事業の趣旨は理解し、大変いいことだと思っております。今回上程されておりますので、議会終了後、この事業を実施するにあたりですね。議会終了後告知、募集、審査、事業実施という手順になるとは思われます。それで事業を完結なさいますとなると、大変タイトなスケジュールになると思われます。非常に予算自体は弾力性のあるいい予算だと思うので、今から予算を組んで、年度内に、何かやっつけ仕事みたいな感じの予算にならずに、じっくり令和4年度にもまたいのでできるのか。逆に、年度内に解決してしまわずに、令和4年度まで含めた中で取組が可能なのかというのを確認いたします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） お答えいたします。

本事業につきましては、国の令和2年度の繰越予算である交付金を財源としているため、さらなる繰越しは出来ません。このため、年度内の事業完了を目指し、議決後、速やかに交付申請手続等に入れるよう準備を進めてまいります。

○議長（桑原 千知君） 11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） できると思っていたので、出来ないとなると――。これは、じゃあ、3月議会に上程するというのは出来なかったんですか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 申しあげましたように、令和2年度の繰越事業を財源としておりますので、今年度中に執行する必要がございます。

○11番（高橋 健君） その繰越しが確定するのが今だったというか、そんな感じになるんですか。

○経済振興部長（山本 一洋君） はい。議員のお尋ねは、令和4年度にも予算を執行出来ないかというふうなことだと思いますが、今回の申請、事業で、どの程度申請とかあるのか。令和4年度にも財源が確保できるのか。新型コロナ対策の影響がいつまで続くかなどを、総合的に検討して判断してまいりたいとは考えております。

○議長（桑原 千知君） 11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） こういう補助金を出す場合には、ずっと出せる補助金じゃないですよ。恐らく時限的に、1年だったり、2年だったり、ないしは3年だったり。200万円の10組分子算組んであるんですけども、非常に弾力的に使える補助金です。やる気のある人は、どうぞやってくださいという補助金になると思うんですよ。

ただ、やっぱりこの時間がどうだとなったときに、非常に予算として多額な分、ちょっと期間が短いというのは思います。それでもやる気のあるやつはどうぞという形の予算だと思うんですけども、ただ、果たして税金を使うにあたって、このやり方でいいのかなというのは委員会のほうで揉んでほしいと思います。

あと、恐らく令和4年度とか令和5年度ぐらいまでやっていただきたいというのと、当然、最終的に補助金がなくなっても継続的に事業を継続できるような実施事業内容計画というのを、多分コンセプトに置いておられると思いますので、そこら辺の審査もしっかりやっていただければなというふうに思っております。

以上です。これは、答弁要ります。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） その辺もしっかり申請あがった時点で審査をさせていただきます。

○議長（桑原 千知君） いいですか。

次に、9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 17ページ、商工費ですけれども、白嶽森林公園整備設計業務委託料990万円です。これは、業務内容として、測量、地盤調査、実施設計となっています。来年度に整備、施工、5年度に運営開始となっています。この運営開始までの費用や財源はどうなるのかを、まずお尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） お答えいたします。

今回補正予算に計上してあります設計業務が約990万円。次年度の工事施工や用具類の購入費用が約9,200万円と試算しております。財源につきましては、地方創生推進交付金を活用し、2分の1が地方創生推進交付金、残りの2分の1についても、その80%程度が特別交付税措置される予定でございます。地方創生推進交付金の計画は、企画政策課が実施中の遊ぶ・働く・移住する上天草関係人口創出事業を計画変更し、ジップラインの整備と運用開始後のプロモーションを追加した3年の計画としており、8月に採択されたところで、本事業の設計業務については交付決定がなされているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） この白嶽森林公園は、指定管理者制度を導入しておられますが、このジップライン、この運営費用の利用料というか使用料を取って運営されると思うんですけども、その見込みとか、また、その運営形態について、今後の計画をどういうふうにされているのか。また、通告に書いておりませんでした。観光客の誘致数といいますか、そういうのをどれぐらいということ試算されてるのかということ、わかれば教えてください。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） お答えいたします。

運営費用につきましては、利用料で賄うよう計画しております。昨年、事前調査で、収入についてシミュレーションを行っており、年間1万人の利用を見込んだところで、経営に要する経費に充てる計画としております。

目標とする利用人数については、国内のジップラインの利用者が、多いところで年間2万5,000人、本市と似たような地域で1万5,000人ということから、本市でも1万人は達成できるのではないかと考えており、利用料を1回2,000円とし、2,000万円の収入として想定しております。

費用については、人件費、定期点検費、消耗品交換及び修繕費等で約年間1,600万程度を見込んでおります。差益を5年間に1回ワイヤーの交換する費用に充てるような計画でございます。

運営形態につきましては、白嶽森林公園全体としての魅力向上や、キャンプ場を含めた施設の利用促進につなげるために、現在の指定管理に含めた運営が望ましいと考えており、一体の施設として、次期指定管理者を募集する予定でございます。

ジップラインは、現在の指定管理に含んでいないため、今後の取扱いを指定管理者と協議して

いくこととしております。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） じゃあ、利用料で運営は賄うということですけども、今後、今の指定管理者から、また次の5年でしたか。次変わるときに、その指定管理料を、またそのときに変わるということですけども、このジップラインをすることによって、市が指定管理料を今の部分よりも少しは増えるということに理解していいんですか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） そこにつきましては、指定管理者、今の指定管理者が受けていただくということであれば、そこに上乘せさせていただきたいとは考えております。

○議長（桑原 千知君） いいですね。以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。

本案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

---

日程第 4 議案第 5 6 号 令和 3 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正  
予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 4、議案第 5 8 号、令和 3 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第 5 7 号 令和 3 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 5、議案第 5 7 号、令和 3 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 6 議案第 58 号 令和 3 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 6、議案第 58 号、令和 3 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 7 議案第 59 号 令和 3 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 7、議案第 59 号、令和 3 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 8 議案第 60 号 令和 3 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 8、議案第 60 号、令和 3 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 61 号 令和 3 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 9、議案第 61 号、令和 3 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 10 議案第 62 号 令和 3 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 10、議案第 62 号、令和 3 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第63号 令和3年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第11、議案第63号、令和3年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 議案第64号 上天草市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（桑原 千知君） 日程第12、議案第64号、上天草市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（桑原 千知君） 日程第13、議案第65号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。これから、議案第65号を採決いたします。議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第66号 訴えの提起について

○議長（桑原 千知君） 日程第14、議案第66号、訴えの提起についてを議題といたします。通告がっておりますので、発言を許します。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） この訴えは、移住支援助成金の返還を求める訴えですが、この被告となる方は、何年にこちらに移住されて、何年に転出されたのか。また、転出の主な理由は何か、

お尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） この相手の方につきましては、平成29年の2月に、本市に移住してこられ、2年と少し経ちました令和元年の5月に転出をされました。転出をされた理由でございますが、御本人に電話で聞き取りをしたところによりますと、収入の面で不安があったので、退職して実家に戻ることにしました。という回答をいただいたところでございます。以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 移住してこられる方は契約を結ぶわけですから、その返還とか、そういうのはっきり御存じだとは思いますが、この転出される前に相談などはなかったのか。せっかく上天草市を選んできていただいたんですから、こういうことが起こる前に、もっと対応出来なかったのかなというふうに思いました。ほかにも数人転出されているようですが、転出前の相談体制というのがどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） まず、この方につきましては、事前の相談はございませんでした。今、御指摘がありました転出の前の御相談、様々な事情があると思います。御家庭の事情でありますとか、御本人の健康状態、あるいは、もともと住んでおられたところにいらっしゃるお父さんお母さんの介護の問題、様々な事情があると思います。事前に私どものほうに御相談がありましたら、できる限りの御相談をお受けして、いろいろな助言サポートはできるかと思えます。ただ、そこは、それぞれの個別の事情によりますので、できるところと出来ないところ、それから、やはり御本人がどうしても元に住んでいたところに帰りたいとか様々な事情があれば、それを尊重するという必要かと思えます。今回の場合は、やむを得ない事情の場合は、この返還というところではございませんけれども、あくまでも御本人の事情によるものということもございましたので、致し方ない措置かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 裁判問題になると、あまりよいイメージというのがないので、これからも移住してくる人たちを募集して、たくさんの方に移住してきてもらわないといけないというふうに思いますので、その移住をしたいと言ってこられたときに、やはりそういうこれまでのそういう方たちがいたということも含めて、いろいろ話をして、何かあるときは相談してくださいみたいな、その相談体制みたいなのをもう少し充実させて、こういう裁判になる前に、転出していかれる前に、何かこういう――、それを相談していただいて、対策というか、そういう方法がなかったのかなというふうに思いましたので、その辺、相談体制の中身といいますか、そういうところをもう少し移住してこられる方たちにわかるように説明するとか、そういうのをもう少し充実させたほうがいいのかというふうに思いましたので、質問いたしました。

委員会でも、もう少し移住者に対する対応とか、そういうのをどうしたらいいのかということも含めて議論していただければというふうに思います。

○議長（桑原 千知君） 答弁いいですか。

○9番（宮下 昌子君） はい、いいです。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第67号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）

日程第16 議案第68号 工事請負契約の締結について

○議長（桑原 千知君） 日程第15、議案第67号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）及び日程第16、議案第68号、工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）の予算議案1件、工事請負契約の締結について、その他議案を1件を提出しております。各議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第67号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしく願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第67号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。歳入歳出それぞれ6,178万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を195億8,856万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は6,178万6,000円の増額でございます。内容としまして、10（目）財政調整基金繰入金が歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費は194万7,000円の増額でございます。内容としま

して、40（目）施設管理費が、8月1日から19日にかけての秋雨前線豪雨により、各排水機場に流入したごみの処理にかかる産廃処理委託料194万7,000円を増額するものでございます。

50（款）10（項）消防費は、769万9,000円を増額でございます。内容としまして、30（目）防災管理費が、8月の秋雨前線豪雨に加え、今後発生する台風、大雨等の災害待機に係る時間外勤務手当769万9,000円を増額するものでございます。

60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費は、3,651万3,000円を増額でございます。内容としまして、15（目）農業用施設等災害復旧費が、8月の秋雨前線豪雨により被災した大矢野町上大手原地区水路護岸ほか4か所の測量設計委託料593万9,000円。同地区水路護岸ほか11か所の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料920万円。南部地区農免農道の舗装復旧工事700万円。大矢野町中宮津地区農道の災害復旧工事248万1,000円を計上するものでございます。20（目）林業施設等災害復旧費が、被災した大道大作山河内線の測量設計委託料144万7,000円。被災した林道大作山河内線ほか3路線の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料780万円を計上するものでございます。25（目）治山施設災害復旧費が、被災した大矢野町中地区ほか1か所の民家裏の林地法面の測量設計委託料264万6,000円を計上するものでございます。

60（款）災害復旧費、15（項）公共土木施設災害復旧費は、810万円の増額でございます。内訳としまして、10（目）道路災害復旧費が、8月の秋雨前線豪雨により被災した市道山中縦道線ほか2路線の測量設計委託料360万円。被災した市道環状西1号線ほか15路線の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料450万円を計上するものでございます。

8ページを御覧ください。

60（款）災害復旧費、25（項）文教施設災害復旧費は、317万7,000円を増額でございます。内訳としまして、10（目）公立学校施設災害復旧費が、8月の秋雨前線豪雨により被災した旧湯島小中学校跡地の崩壊した法面の測量設計委託料200万円。土砂撤去に係る機械投資借上料117万7,000円を計上するものでございます。

60（款）災害復旧費、30（項）その他公共施設等災害復旧費は、435万円の増額でございます。内訳としまして、35（目）法定外公共物災害復旧費が、8月の秋雨前線豪雨により被災した松島町今泉後山地区の法定外公共物の測量設計委託料330万円。被災した大矢野町登立岩谷地区の法定外公共物ほか3か所の土砂や倒木撤去等に係る機械等使用料105万円を計上するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。議案第67号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいま、議案第67号が可決されましたので、これに伴って、議案第55号との間で、条項、字句、数字、その他の整理が必要となります。つきましては、会議規則第43条の規定により、整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第68号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書2ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第68号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

この議案は、市道下老岳2号線災害復旧工事に係る請負契約を締結するもので、契約の内容については、工事名、市道下老岳2号線災害復旧工事、工事内容、地滑り対策工一式、道路復旧工一式、工事場所、上天草市松島町教良木地区内、工期、令和3年第5回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から令和4年11月30日まで、契約金額1億9,580万円、契約の相手方、熊本県上天草市松島町合津3404番地、礎・山本特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社礎上天草営業所、営業所所長、新田健二、契約の方法、条件付一般競争入札JV事前審査型でございます。

提案理由といたしましては、市道下老岳2号線災害復旧工事請負契約の締結について、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。本案について質疑はありませんか。

11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） 先ほどの65号のところでも言えばよかったですけど、金額は両方とも書いてあるんですけども、落札率というのは、3月の予算で計上してあるので、計算す

ればできると思うんですけども、この審議をする中で、どこかこの書類の中で金額の隣に括弧書きでもいいので、落札率の90何%とか、そういうのを書いていただけると、我々としては見やすいのかなと思いますし、それが書けない理由があるのかなとちょっと思ったりもしたんで、そこら辺は可能なら、次から書いていただければ助かります。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 今回のこの議案につきましては、98.26%が落札率でございます。その記載するところにつきましては、確認させていただきます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） お尋ねします。これは、教良木から栖本に抜けるあの道じゃないのか。上天草市の教良木の。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） この道路は、上野々川からずっと上っていきまして、広域農道に出る道路でございます。

○9番（宮下 昌子君） はい、わかりました。

○議長（桑原 千知君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。議案第68号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 認定第 1号 令和2年度上天草市歳入歳出決算の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第17、認定第1号、令和2年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 43ページ、総務費、政策顧問報酬ですけれども、これは提案されたときに、政策顧問の仕事として3点。1、国・県との関係強化のための総合調整、2、職員の人材育成、3、上天草総合病院事業の運営などの改善を挙げられました。主な内容と成果は、どうだったのかをお尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

各諮問事項の主な内容及び成果につきまして御説明いたします。

1点目に、国・県等の関係強化を図るための対応策等については、国及び県等との関係強化を図り、財政支援や財源確保につながるための効果的な取組等について、助言等を行っていただくこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各省庁への訪問による調整等は出来なかったものの、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る情報収集や、県に対しては、本市の主要事業等に関する情報提供及び情報収集等を行っていただき、助言等をいただきました。

2点目の職員の人材育成につきましては、本市における人材育成の在り方や、職員研修等の立案及び実施に関する助言並びに講師選定等に関する国・県等との調整にあたっていただいております。大矢野庁舎へ7回出勤され、助言等をいただくとともに、新人職員研修を1回、人材育成塾を4回の実施について、講師なども務めていただくなど、職員知識及び能力の向上につながったものと考えております。

3点目の上天草総合病院事業の運営等の改善につきましては、新事業管理者の就任に関する熊大や県への調整、また、上天草総合病院等へ3回出勤され、助言等をいただいております。令和2年10月1日付で新事業管理者の任命に至ったところでございます。なお、そのほかに、総務課などからの助言等の要請については、大矢野庁舎等へ出勤の際に、電話や電子メールにより、その都度、適切に対応していただきました。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 実際に、こちらのほうに来られたというのは、大体どれぐらいか。今はリモートですから、自宅におられてもいろいろ相談したりできると思うんですけども、実際にこっちに足を運ばれたのは、どれぐらいあるんでしょうか。

○議長（桑原 千知君） すいません。宮下さん。決算に係る質疑の回数は1議題につき1回となりますので、御理解してください。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。通告があつておりますので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 93ページ、有害鳥獣捕獲業務委託料1,209万6,000円についてですけど、これは前年度と比較して大幅に増えているとは思いますが。しかし、相変わらず被害の声を聞きますので、この成果についてどう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○**経済振興部長（山本 一洋君）** お答えいたします。

本市では、上天草市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物等の被害拡大を防止するために、熊本県猟友会上天草支部と有害鳥獣捕獲委託業務を締結し、有害鳥獣の捕獲を実施しています。あわせて、農地等の被害を防ぐため、電気柵設置への市単独の補助及び熊本県の補助を受け、餌付けストップ事業を実施しています。本市において、平成25年から令和2年までの統計の中で、捕獲頭数、被害金額及び被害面積が、平成27年度のピーク時から令和元年度までは減少傾向にありました。

それで、令和元年度と令和2年度の被害状況について御説明いたします。捕獲頭数ですが、令和元年度が1,016頭、令和2年度が1,574頭で、558頭増加しております。被害金額は、令和元年度が53万1,000円、令和2年度が116万4,000円。63万3,000円の増加です。被害面積では、令和元年度が1.88ヘクタール、令和2年度が4.56ヘクタールということで、2.68ヘクタール増加しております。イノシシの生息数も増加しているものと考えられ、イノシシを捕獲し、生息数を減少させることは非常に重要であると考えております。

以上です。

○**議長（桑原 千知君）** 9番、宮下昌子君。

○**9番（宮下 昌子君）** 次に、97ページですけれども、農林水産業費、大道瀬子浦地区の海岸土砂敷きならし整備工事1,800万ほどですけど、これは、アサリ養殖のための敷きならしでしたが、工事後の成果をお尋ねします。

○**議長（桑原 千知君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（山本 一洋君）** お答えいたします。

龍ヶ岳町瀬子浦海岸における土砂敷きならし整備事業につきましては、令和2年9月に補正を計上し、その後、令和2年11月から事業に着手し、令和3年3月30日に事業が完了しました。

工事が完了しましたので、当該箇所については、漁獲機能の回復をすることにより、漁業者の漁獲量及び所得向上を図るため、今年度、事業主体である大道漁協からアサリ漁場回復事業を計画されているところでございます。

事業の内容としましては、本年9月に水産多面的機能発揮事業による漁場耕耘の実施。次に、10月に土砂の底質改良とナルトビエイ等による食害生物対策の実施。次に、3月下旬に、アサリの稚魚放流を計画されているところでございます。

まず、本年8月に、漁場回復事業を実施する前段といたしまして、アサリの個体数や生息状況等の経過観察等の手法について、大道漁協は専門知識機関であります熊本県水産研究センターとの意見交換及び指導を受けられました。第1回経過観察を実施されたところであり、御質問の成果につきましては、9月以降に予定されています計画が確実に実施されることであられるものと期待しています。

以上です。

○**議長（桑原 千知君）** 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 認定第2号 令和2年度上天草市上天草市水道事業会計決算の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第18、認定第2号、令和2年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 認定第3号 令和2年度上天草市下水道事業会計決算の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第19、認定第3号、令和2年度上天草市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 認定第4号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第20、認定第4号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第21 請願陳情等の取扱いについて

○議長（桑原 千知君） 日程第21、請願陳情等の取扱いについてを議題といたします。本定例会において受理した請願陳情は、御手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御報告いたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、15日に午前10時から一般質問を行います。本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前11時00分